

章・項目	案の頁	素案	案	変更理由
はじめに 3 世田谷区行動計画の策定	2頁 3行	3 世田谷区行動計画の策定  世田谷区(以下「区」という。)では、国や東京都(以下「都」という。)の行動計画、ガイドラインを踏まえ、平成18年9月に「世田谷区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、平成21年3月に大幅な改定を行って、対策の充実を図ってきた。	3 世田谷区行動計画の策定  世田谷区(以下「区」という。)では、国や東京都(以下「都」という。)の行動計画、国のガイドラインを踏まえ、平成18年9月に「世田谷区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、平成21年3月に大幅な改定を行って、対策の充実を図ってきた。	東京都の指摘による修正事項。 特措法に基づく「ガイドライン」は、国のもののみであるため、ガイドラインの前に「国の」を追記する。
第1章 基本的な方針 3 被害想定	5頁 表	<流行規模・被害想定>の表中 健康被害 流行予測のピーク時の被害 東京都 1日新規外来患者数 <u>493,000人</u>	<流行規模・被害想定>の表中 健康被害 流行予測のピーク時の被害 東京都 1日新規外来患者数 <u>49,300人</u>	東京都の指摘による修正事項。 正しい数字に修正する。
第2章 区と国・東京都等の役割分担 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	12頁 11行	このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例」(平成25年世田谷区条例第19号)及び「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」(平成22年世田谷区規則第32号、平成25年3月改正)で定め、全庁をあげた実施体制を整備している。	このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例」(平成25年世田谷区条例第19号)及び「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」(平成22年世田谷区規則第32号、平成25年3月改正)で定め、全庁をあげた実施体制を整備している。	東京都の指摘による修正事項。 規則改正の日付を記載する必要はないので、「平成25年3月改正」を削除する。
第2章 区と国・東京都等の役割分担 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	14頁	新型インフルエンザ等対策委員会の構成 <u>座長</u> :副区長 構成員:各部の部長	新型インフルエンザ等対策委員会の構成 <u>委員長</u> :副区長 構成員:各部の部長	東京都の指摘による修正事項。 新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱上の名称に修正する。
第2章 区と国・東京都等の役割分担 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	14頁	小康期 <u>政府が緊急事態解除宣言を行い、都対策本部廃止</u> <u>区長による「終息宣言」を行い、「区対策本部廃止</u>	小康期 <u>府対策本部及び都対策本部廃止</u> <u>「緊急事態解除宣言」ができたことをもって、区対策本部を廃止する。</u>	東京都の指摘による修正事項。 区の任意による本部について、東京都本部が廃止された後継続しても、法的な要請等を行うことはできないこと、また、本部として新たに決定すべき対策がその時点ではないと思われるため修正する。
第2章 区と国・東京都等の役割分担 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	15頁 表	(2)区対策本部における各部の分掌事務の表中 新型インフルエンザ等対策政策経営部 副部長 <u>基本構想・政策研究担当部長</u> <u>地域行政担当部長</u> 監査事務局長	(2)区対策本部における各部の分掌事務の表中 新型インフルエンザ等対策政策経営部 副部長 <u>基本構想・政策研究担当部長</u> <u>地域行政部長</u> 監査事務局長	平成26年4月1日付組織改正予定のため。
第2章 区と国・東京都等の役割分担 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	16頁 表	(2)区対策本部における各部の分掌事務の表中 新型インフルエンザ等対策生活文化部 副部長 <u>スポーツ振興担当部長</u> 産業政策部長	(2)区対策本部における各部の分掌事務の表中 新型インフルエンザ等対策生活文化部 副部長 <u>スポーツ推進担当部長</u> 産業政策部長	平成26年4月1日付組織改正予定のため。
第2章 区と国・東京都等の役割分担 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	16頁 表	(2)区対策本部における各部の分掌事務の表中 新型インフルエンザ等対策保健福祉部 副部長 <u>梅ヶ丘拠点整備担当部長</u> <u>地域福祉部長</u> <u>子ども部長</u>	(2)区対策本部における各部の分掌事務の表中 新型インフルエンザ等対策保健福祉部 副部長 <u>障害福祉担当部長</u> <u>梅ヶ丘拠点整備担当部長</u> <u>高齢福祉部長</u> <u>子ども・若者部長</u>	平成26年4月1日付組織改正予定のため。

章・項目	案の頁	素案	案	変更理由
第3章 対策の基本項目 2 情報提供・共有 (2) 区民事業者	19頁 15行	<u>発生した場合は、区からの情報に従って医療機関を受診するなどの、まん延防止策の普及啓発を図る。</u>	<u>発生した場合に備え、区からの情報に従って医療機関を受診するなどについて、平常時からまん延防止策の普及啓発を図る。</u>	平常時の普及啓発の内容に変更する。
第3章 対策の基本項目 4 予防・まん延防止 (2) 学校における対応	24頁 25行	各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供をメーリングリストに基づき発信する等により行うことで、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。必要に応じて、臨時休業などの措置を東京都教育庁が要請する。	各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供をメーリングリストに基づき発信する等により行うことで、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。必要に応じて、臨時休業などの措置を都知事が要請する。	東京都の指摘による修正事項。 他の要請行為については「都知事が要請する」となっているため、「都知事」に統一する。 また、言い回しを整理する。
第3章 対策の基本項目 7 区民生活及び経済活動の安定の確保 (1) 区民生活の維持	28頁 2行	イ 高齢者等への支援 高齢者施設等の福祉施設(入所施設)の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、訪問者との接触を制限する等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。	イ 高齢者等への支援 社会福祉施設等の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼びかけるとともに、訪問者との接触を制限する等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。	東京都の指摘による修正事項。 施設だけでなく福祉サービスを実施する事業所も含むため。
第3章 対策の基本項目 7 区民生活及び経済活動の安定の確保 (2) 遺体に対する適切な対応	28頁 25行	<u>区が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記して、迅速に発行できるよう努める。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき、「死亡診断書」により迅速に埋火葬する特例措置を都が実施する。</u>	<u>区で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。国が特措法第56条の規定に基づく特例措置を実施した場合には、区は、墓地又は火葬場の管理者が死亡診断書により埋火葬を実施することを区民に周知する。</u>	東京都の指摘による修正事項。 死亡診断書により埋火葬を行うことができるという特例は、特措法第56条第1項に基づくもので、墓地、埋葬等に関する法律第14条に関する措置である。 新型インフルエンザ等特別対策措置法施行令第15条において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第34条を準用すると規定されている。また、第56条の特例措置を定めるのは厚生労働大臣であり、死亡診断書により埋火葬を実施するのは墓地又は火葬場の管理者となるため、その内容に修正する。
第3章 対策の基本項目 【緊急事態宣言時の措置】	33頁 5行	国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により患者数が増加して、地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる等の特別な状況に至った場合は、政府が対象区域を指定して緊急事態宣言(1)を行う。都内を対象区域に指定された場合、区は、国の基本的対処方針(2)及び都行動計画に基づき、必要に応じて、以下の措置を講じる。 <u>緊急事態の対象地域と指定された場合、区は、直ちに特措法に基づく対策本部を設置する。</u>	国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により患者数が増加して、地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる等の特別な状況に至った場合は、政府が対象区域を指定して緊急事態宣言(1)を行う。緊急事態宣言がなされた場合、区は、直ちに特措法に基づく対策本部を設置する。 <u>都内を対象区域に指定された場合、区は、国の基本的対処方針(2)及び都行動計画に基づき、必要に応じて、以下の措置を講じる。</u>	東京都の指摘による修正事項。 特措法では、緊急事態宣言が出されたときには、その対象地域の市区町村だけでなく、国内のすべての市区町村が対策本部を設置するという解釈であることが、都庁から示されたため。
第3章 対策の基本項目 【緊急事態宣言時の措置】	35頁 5行	<u>都民の外出自粛</u>	<u>不要不急の外出自粛</u>	東京都の指摘による修正事項。 全ての外出の自粛要請をするわけではないため、「不要不急の外出自粛」とする。



章・項目	案の頁	素案	案	変更理由
第4章 各段階における対策 1 未発生期 (1) サーベイランス・情報収集	38頁 19行 22行	(1) サーベイランス・情報収集 新型インフルエンザ等発生時に実施するサーベイランスの手順等を踏まえ、区内発生時に適切に積極的疫学調査を実施できるよう、都と連携して準備を行っておく。 平常時から季節性インフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザ等が発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザ等の流行規模や病原性等を判断する。(対策本部事務局)	(1) サーベイランス・情報収集 新型インフルエンザ等発生時に実施するサーベイランスの手順等を踏まえ、区内発生時に適切に積極的疫学調査を実施できるよう、都と連携して準備を行っておく。(世田谷保健所) 平常時から季節性インフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザ等が発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザ等の流行規模や病原性等を判断する。(世田谷保健所)	東京都の指摘による修正事項。 「未発生期」では、対策本部は設置されていないため、平常時の組織の部の名称で記載するように修正する。
第4章 各段階における対策 1 未発生期 (1) サーベイランス・情報収集	38頁 24行	<平常時(新型インフルエンザ等発生前)から実施するサーベイランス> 平常時、都内で通年実施するサーベイランスは、以下のとおりである。 インフルエンザサーベイランス(患者発生サーベイランス) 都は、各保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関(419医療機関(平成25年4月現在))と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。	<u>[参考]</u> <平常時(新型インフルエンザ等発生前)から実施するサーベイランス> 平常時、世田谷保健所等が通年実施するサーベイランスは、以下のとおりである。 インフルエンザサーベイランス(患者発生サーベイランス) 保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関(419医療機関(平成25年4月現在))が連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。	東京都の指摘による修正事項。 区の計画であるため、区を主体とする文章に修正する。 なお、対策各部の担当者等が替わっても、東京都が行う措置の内容等を確実に把握できるようにするため、枠で囲んで東京都の動きを記載する。
第4章 各段階における対策 1 未発生期 (1) サーベイランス・情報収集	39頁 2行	ウイルスサーベイランス(病原体サーベイランス) 都は、各保健所及び都内病原体定点医療機関(41医療機関(平成25年4月現在))と連携し、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。 東京都健康安全研究センターは、都内病原体定点医療機関から搬入されたインフルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。 東京感染症アラート 都は、鳥インフルエンザ(H5N1)等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、都内医療機関において、鳥インフルエンザ(H5N1)等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、最寄りの保健所に報告するよう依頼する。検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。	ウイルスサーベイランス(病原体サーベイランス) 保健所及び都内病原体定点医療機関(41医療機関(平成25年4月現在))は、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。 <u>[参考]</u> 東京都健康安全研究センターは、都内病原体定点医療機関から搬入されたインフルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。 東京感染症アラート 都は、鳥インフルエンザ(H5N1)等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、都内医療機関は、鳥インフルエンザ(H5N1)等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、最寄りの保健所に報告するよう依頼する。検査基準に該当する場合は、区は東京都健康安全研究センターに依頼して緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。	東京都の指摘による修正事項。 区の計画であるため、区を主体とする文章に修正する。 なお、対策各部の担当者等が替わっても、東京都が行う措置の内容等を確実に把握できるようにするため、枠で囲んで東京都の動きを記載する。

章・項目	案の頁	素案	案	変更理由
第4章 各段階における対策 1 未発生期 (1) サーベイランス・情報収集	39頁 16行	インフルエンザ様疾患発生報告(学校等)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設) 都は、保健所等と連携し、学校、幼稚園及び保育所におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。 保健所は、厚生労働省の通知(平成17年2月22日付)に基づき社会福祉施設における感染症等の集団発生報告を受ける。都は、保健所からの報告により社会福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握する。 インフルエンザ入院サーベイランス(重症患者サーベイランス) 都は、各保健所及び都内基幹定点医療機関(25医療機関(平成25年4月現在))と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。	インフルエンザ様疾患発生報告(学校等)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設) 保健所は、都と連携して、学校、幼稚園及び保育所におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。 また、保健所は、厚生労働省の通知(平成17年2月22日付)に基づく社会福祉施設における感染症等の集団発生報告を受け集約する。都は、保健所からの報告により社会福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握する。 インフルエンザ入院サーベイランス(重症患者サーベイランス) 保健所及び都内基幹定点医療機関(25医療機関(平成25年4月現在))は、感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。	東京都の指摘による修正事項。 区を主体とする文章に修正する。また、対策各部の担当者が替わっても、東京都が行う措置の内容等を確実に把握できるようにするため、枠で囲んで東京都の動きを記載する部分を設けることとする。
第4章 各段階における対策 1 未発生期 (1) サーベイランス・情報収集	39頁 24行	クラスター(集団発生)サーベイランス 都は、前記の集団発生報告時に、保健所及び学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスター(集団発生)サーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人(週)を超えるまで継続する。 また、小康期においても第二波に備えて実施する。  上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザ等の発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施する。これらについても、準備しておく。	クラスター(集団発生)サーベイランス 集団発生報告があった時に、保健所は、都及び学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスター(集団発生)サーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人(週)を超えるまで継続する。 また、小康期においても第二波に備えて実施する。 【参考】 上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザ等の発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施する。これらについても、準備しておく。	東京都の指摘による修正事項。 区の計画であるため、区を主体とする文章に修正する。 なお、対策各部の担当者等が替わっても、東京都が行う措置の内容等を確実に把握できるようにするため、枠で囲んで東京都の動きを記載する。
第4章 各段階における対策 1 未発生期	40～43頁	(対策本部事務局) (対策本部事務局、対策各部) (対策教育委員会事務局) (対策保健福祉部) (対策関係各部)	(世田谷保健所) (世田谷保健所、関係各部) (教育委員会事務局) (保健福祉部) (関係各部)	東京都の指摘による修正事項。 「未発生期」では、対策本部は設置されていないため、平常時の組織の部の名称で記載するよう修正する。
第4章 各段階における対策 2 未発生期 (4) 予防・まん延防止	41頁 7行	感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組みについて区民への周知に努める。(対策本部事務局)	感染が疑わしい場合は、医療機関を受診する、体調が思わしくない場合には外出を控えるなどの、基本的な感染拡大防止のための個人の取組みについて、区民への周知に努める。(世田谷保健所)	東京都の指摘による修正事項。 未発生期に、新型インフルエンザ相談センターは設置されていないため、「新型インフルエンザ相談センターに連絡し、」の記載を削除する。 また、文言を整理する。



章・項目	案の頁	素案	案	変更理由
第4章 各段階における対策 1 未発生期 (5) 予防接種	41頁 14行	国の協力依頼に基づき、集団的接種を原則として、速やかに区職員の特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(対策本部事務局、対策総務部)	国の協力依頼に基づき、集団的接種を原則として、速やかに区職員の特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(対策本部事務局、対策総務部) <del>国の協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。(世田谷保健所)</del> 特定接種対象業務に従事する区職員の接種体制を構築する。(世田谷保健所)	東京都の指摘による修正事項。 実際の区の役割は、登録事業者への支援 区職員への接種の実施主体であるため、2項目に分けて明確に記載する。
第4章 各段階における対策 1 未発生期 (6) 医療	42頁 25行	工 医薬品・医療資器材の確保等 <u>海外発生期から都内感染期における感染の拡大防止のため、積極的疫学調査に従事する職員が使用する個人防護具や抗インフルエンザ薬等を計画的かつ安定的に確保する。(対策本部事務局)</u> なお、抗インフルエンザウイルス薬については、都が、都民の6割に相当する量を目標に、計画的かつ安定的に備蓄することとなっている。	工 医薬品・医療資器材の確保等 積極的疫学調査に従事する職員が使用する個人防護具や抗インフルエンザ薬等の備蓄は、都が行う。なお、積極的疫学調査を緊急に行う必要が出た場合に備えて、区も緊急対応分を備蓄する。(世田谷保健所) なお、抗インフルエンザウイルス薬については、都が、都民の6割に相当する量を目標に、計画的かつ安定的に備蓄することとなっている。	東京都の指摘による修正事項。 積極的疫学調査用の緊急対応のための区の備蓄について記載する。
第4章 各段階における対策 2 海外発生期 (3) 区民相談	46頁 9行	輪番体制の調整等は、都が行う。 相談センター利用の周知に努める。(対策関係各部) 枠内 <u>保健所共同の相談センターについては、都がおおむね1か月を目途に相談業務のQ&amp;Aを作成し、保健医療に関する一般相談の部分を民間のコールセンターに業務委託する。専門外来の案内については各保健所の職員が輪番制で対応する。</u>	<del>輪番体制の調整等は、都が行う。</del> 相談センター利用の周知に努める。(対策関係各部) 枠内 <u>保健所共同の相談センターについては、設置にあたり、都が輪番体制の調整を行う。その後保健医療に関する一般相談の部分を民間のコールセンターに業務委託する。なお、専門外来の案内については各保健所の職員が輪番制で対応する。</u>	東京都の指摘による修正事項。 「都がおおむね1か月を目途に相談業務のQ&Aを作成し、」については、都行動計画に記載されていない項目であるため、削除する。 また、文言を整理する。
第4章 各段階における対策 2 海外発生期 (4) 予防・まん延防止	46頁 27行	区立保育園における感染予防策について、私立の保育施設に情報提供し、準備を依頼する。(対策保健福祉部)	<del>感染予防策等について、保健所と連携して、私立の学校に情報提供を行う。(対策教育委員会事務局)</del> また、区立保育園における感染予防策について、私立の保育施設に情報提供し、準備を依頼する。(対策保健福祉部)	東京都の指摘による修正事項。 対策本部事務局及び対策教育委員会事務局が連携して、私立学校への情報提供を行う旨の記載を追加する。
第4章 2 海外発生期 (5) 予防接種	47頁 13行	事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保、周知方法など)に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。(対策本部事務局)	<u>区は、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保、周知方法など)に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。(対策本部事務局)</u>	東京都の指摘による修正事項。 区を主体とする文章に修正する。
第4章 各段階における対策 2 海外発生期 (5) 予防接種	47頁	緊急事態宣言がだされている場合においては、区は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を全区民に実施する。(対策本部事務局)	<del>緊急事態宣言がだされている場合においては、区は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を全区民に実施する。(対策本部事務局)</del>	東京都の指摘により削除する。 「緊急事態宣言」は、国内発生後に政府対策本部が行うもので、「海外発生期」には行わないため。

章・項目	案の頁	素案	案	変更理由
第4章 各段階における対策 2 海外発生期 (6) 医療	48頁 2行	新型インフルエンザ専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所職員に速やかに提出する。保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。なお、新型インフルエンザ専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、区民には専門外来の開設場所については非公開とする。(対策本部事務局)	新型インフルエンザ専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所に速やかに提出するので保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。なお、新型インフルエンザ専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、区民には専門外来の開設場所については非公開とする。(対策本部事務局)	文言を整理する。
第4章 各段階における対策 2 海外発生期 (6) 医療	48頁 11行	国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報を、医療機関に提供する。(対策本部事務局)	国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報を、保健所は、医療機関に提供する。(対策本部事務局)	東京都の指摘による修正事項。 区を主体とする文章に修正する。
第4章 各段階における対策 2 海外発生期 (6) 医療	48頁	都は、感染症診療協力医療機関に対して新型インフルエンザ専門外来の開設等を要請し、直ちに、个人防护具(PPE)などの医療資器材等を配布する。(福祉保健局)	——都は、感染症診療協力医療機関に対して新型インフルエンザ専門外来の開設等を要請し、直ちに、个人防护具(PPE)などの医療資器材等を配布する。(福祉保健局)	東京都の指摘により削除する。 記載内容は、都の行動内容であるため削除する。
第4章 各段階における対策 2 海外発生期 (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	48頁 13行	(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保 食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(対策生活文化部、対策関係各部)	(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保 食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(対策生活文化部、対策関係各部)	同ページに同じ内容の記載があるため、削除する。
第4章 各段階における対策 3 国内発生早期 (3) 区民相談	49頁 32行	(3) 区民相談 引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。	(3) 区民相談 引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。(対策本部事務局、総合支所健康づくり課)	新型インフルエンザ等対策の担当部を追記する。
第4章 各段階における対策 3 国内発生早期 (4) 予防・まん延防止	50頁 12行	感染リスクが高い施設に対して、都の方針に基づき、施設の使用制限、休業等の協力を要請する。また、区民に不要不急の外出の自粛を呼びかける。(対策総合支所、対策保健福祉部、対策関係各部)	感染リスクが高い施設に対して、都の方針に基づき、施設の使用制限、休業等の協力を呼びかける。また、区民に不要不急の外出の自粛を呼びかける。(対策総合支所、対策保健福祉部、対策関係各部)	東京都の指摘による修正事項。 この時期では、「要請」ではなく、「呼びかけ」が正しい。
第4章 各段階における対策 3 国内発生早期 (6) 医療	50頁 27行	都は新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。	都は新型インフルエンザ専門外来の開設を要請し、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。	東京都の指摘による修正事項。 都は、新型インフルエンザ専門外来を直接開設するものではないため。
第4章 各段階における対策 3 国内発生早期 (6) 医療	51頁 1行	都は、都内発生後の患者の増加に備え新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。	区は、都と連携して、都内発生後の患者の増加に備え新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。	東京都の指摘による修正事項。 区を主体とする文章に変更する。



章・項目	案の頁	素案	案	変更理由
第4章 各段階における対策 4 都内発生早期 (4) 予防・まん延防止	54頁 29行	区民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。さらに、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。(対策保健福祉部、対策生活文化部、対策関係各部)	区民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策や時差出勤の実施等を勧奨する。さらに、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。(対策保健福祉部、対策生活文化部、対策関係各部)	東京都の指摘による修正事項。 「時差出勤」は、手洗い等と同じ位置づけの基本的な感染対策ではないため、文言を修正する。
第4章 各段階における対策 4 都内発生早期 (6) 医療	55頁 30行	新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送は、「 <u>感染症患者移送専用車両の運行等に関する協定</u> 」等に基づき、原則として東京都福祉保健局が東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車両により行う。(対策本部事務局)	新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送は、「 <u>新型インフルエンザ等感染症患者移送体制構築に関する協定書</u> 」等に基づき実施する。(対策本部事務局)	協定書の正式な名称が東京都から示されたため修正する。
第4章 各段階における対策 5 都内感染期 (3) 区民相談	59頁	新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センターは新型インフルエンザ専門外来への振り分けを終了する。(対策本部事務局)	—新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センターは新型インフルエンザ専門外来への振り分けを終了する。(対策本部事務局)	東京都の指摘により削除する。 同ページに同じ内容の記載があるため、削除する。
第4章 各段階における対策 5 都内感染期 (4) 予防・まん延防止	60頁 6行	政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、都から不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請ができるので、関係団体等と連携して周知徹底を図る。	政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、都から不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請が行われるため、関係団体等と連携して周知徹底を図る。	東京都の指摘による修正事項。 文言を整理する。
第4章 各段階における対策 5 都内感染期 (6) 医療	61頁 21行	<第二ステージ(院内体制の強化)> 入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じよう都が要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。 都が要請時期を判断する目安は、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり1.0人を超え、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認されたときである。この時点で医療機関に対し、特段の措置の準備を都が要請する。 また、インフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり10人を超え、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、都は特段の措置の実施を要請する。 医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画等に基づき、地区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。(都及び対策本部事務局)	<第二ステージ(院内体制の強化)> 入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備などの措置を講じよう都が要請するのに合わせて、区は、重症でない場合には、原則として自宅での療養とすることを医療機関に周知する。(対策本部事務局・保健所) [参考] また、インフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり10人を超え、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、都は入院期間の短縮、手術等の延期等の特段の措置の実施を要請する。 区は、医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画等に基づき、地区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。(都及び対策本部事務局)	東京都の指摘による修正事項。 区を主体とする文章に修正する。

章・項目	案の頁	素案	案	変更理由
第4章 各段階における対策 5 都内感染期 (6) 医療	62頁 2行	<p>&lt; 第三ステージ(緊急体制) &gt;                      インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週あたり30人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を都が判断する。                      入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内(院内の食堂や講堂など)に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、都は医療機関へ要請する。</p>	<p>&lt; 第三ステージ(緊急体制) &gt;  <del>インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週あたり30人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を都が判断する。</del>                      入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内(院内の食堂や講堂など)に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、区は都と連携して医療機関へ要請する。                      【参考】                      インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週あたり30人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を都が判断する。</p>	東京都の指摘による修正事項。 区を主体とする文章に修正する。